

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」（平成10 年 3月30 日付け10 農産第2441 号農産園芸局長通達）新旧対照表

下線部は改正箇所

改 正 案	現 行
(大臣許可を受けて輸入することができる輸入禁止品の制限) 第4 第2の13の指定微生物株保存機関が公開分譲を目的として農林水産大臣の許可を受けて輸入することができる輸入禁止品は、別表1に掲げるC1の(3)及びC2グループに該当する検疫有害植物に限る。 2 (略)	(大臣許可を受けて輸入することができる輸入禁止品の制限) 第4 第2の13の指定微生物株保存機関が公開分譲を目的として農林水産大臣の許可を受けて輸入することができる輸入禁止品は、別表1に掲げるC2グループに該当する検疫有害植物に限る。 2 (略)
(管理場所) 第5 1、2 (略) 3 別表1に掲げるA1、A2、B1の(1)、<u>B1の(3)、B2、C1の(1)、C1の(3)、C2及びDグループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において2に規定する施設以外の施設等において管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次のすべてが満たされる場合にあっては、2の規定にかかわらず、<u>申し出た</u>当該施設等を管理場所とすることができる。</u> (1)、(2) (略) 4 規則別表2に規定する検疫有害動植物については、原則として、<u>植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)</u>が申請し、<u>植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)</u>の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。 ただし、試験研究機関又は防除機関から申請があった場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたとき、又はウリミバエの防除事業を効果的・効率的に実施するため植物防疫	(管理場所) 第5 1、2 (略) 3 別表1に掲げるA1、A2、B1の(1)、B2、C1の(1)、C2及びDグループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において2に規定する施設以外の施設等において管理したい旨<u>申し出た場合であって、かつ、次のすべてが満たされる場合にあっては、2の規定にかかわらず、<u>申し出た</u>当該施設等を管理場所とすることができる。</u> (1)、(2) (略) 4 規則別表2に規定する検疫有害動植物については、原則として、<u>植物防疫所長が申請し、植物防疫所の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。</u> ただし、試験研究機関又は防除機関から申請があった場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたとき、又はウリミバエの防除事業を効果的・効率的に実施するため植物防疫所以外の防除機関においてウリミバエの繁殖の用に供する必要があると認めたときは、この限りでない。

所以外の防除機関においてウリミバエの繁殖の用に供する必要があると認めたときは、この限りでない。	
(輸入許可に関する通知) 第8 1～4 (略) 5 植物防疫所長は、3項により輸入許可の通知を行った場合、輸入港及び管理場所を管轄する植物防疫所長に<u>その旨を通知</u>する。	(輸入許可に関する通知) 第8 1～4 (略) 5 植物防疫所長は、3項により輸入許可の通知を行った場合、輸入港及び管理場所を管轄する植物防疫所長に<u>申請書の写し及び輸入禁止品の輸入許可指令書の写しを送付</u>する。
(申請者の名義、所属等の変更届) 第16 1 (略) 2 第8の3により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申出の場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(別記様式4の1)及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届(別記様式5)の提出は、申出の必要が生じた日から2週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。 ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表1に掲げるA3、B1の(2)及びC1の(2)グループ以外である場合に限り、なし得るものとする。 3 (略)	(申請者の名義、所属等の変更届) 第16 1 (略) 2 第8の3により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申出の場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(別記様式4の1)及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届(別記様式5)の提出は、申出の必要が生じた日から2週間以内に、申請者又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。 ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表1に掲げるA3、B1の(2)及びC1の(2)グループ以外である場合に限り、なし得るものとする。 3 (略)
(輸入又は試験研究等の中止) 第17 1 (略) 2 植物防疫所長は、前項の届出を認めた場合は、当該輸入禁止品の輸入港及び管理場所を管轄する植物防疫所長に対し、<u>その旨を通知</u>する。	(輸入又は試験研究等の中止) 第17 1 (略) 2 植物防疫所長は、前項の届出を認めた場合は、当該輸入禁止品の輸入港及び管理場所を管轄する植物防疫所長に対し、<u>輸入禁止品(輸入・試験)中止届(写し)を添えて通知</u>する。
(指定微生物株保存機関からの譲受け) 第21 1 (略) 2 前項の譲受対象となる検疫有害菌は、別表1に掲げる<u>C1</u>	(指定微生物株保存機関からの譲受け) 第21 1 (略) 2 前項の譲受対象となる検疫有害菌は、別表1に掲げるC2

の（３）及びC 2 グループに該当する検疫有害菌に限る。

3

イ 当該検疫有害菌は、試験研究のための保存及び公開分譲を目的として第8の3により輸入許可を受け保存及び管理されている別表1のC 1の（３）及びC 2 グループに該当する検疫有害菌であること。

4、5 （略）

6 植物防疫所長は、前項の許可書を発給した場合は、当該譲受申請者の管理場所を管轄する植物防疫所長に、その旨を通知し、以後の事務手続を移管する。

7 1項により申請され、かつ、5項による許可を受けた検疫有害菌を管理場所に発送した場合、輸入検疫有害菌譲渡報告書（別記様式 10）の提出は、発送後遅滞なく管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

8～14 （略）

15 譲受申請者の人事異動による名義又は所属機関の変更する場合及び組織の改編による管理場所の名称を変更する場合、輸入検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届（別記様式14）の提出は、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

別表 2（第 3 関係）

輸入の目的

輸入禁止品のグループ名	輸 入 の 目 的
	(1) 遺伝資源の導入試験

グループに該当する検疫有害菌に限る。

3

イ 当該検疫有害菌は、試験研究のため保存及び公開分譲を目的として第8の3により輸入許可を受け保存及び管理されている別表1のC 2 グループに該当する検疫有害菌であること。

4、5 （略）

6 植物防疫所長は、前項の許可書を発給した場合は、当該譲受申請者の管理場所を管轄する植物防疫所長に、輸入検疫有害菌譲受許可申請書の写し及び輸入検疫有害菌譲受許可書の写しを添付し、以後の事務手続を移管する。

7 1項により申請され、かつ、5項による許可を受けた検疫有害菌を管理場所に発送した場合、輸入検疫有害菌譲渡報告書（別記様式 10）の提出は、発送後遅滞なく管理場所を管轄する植物防疫所長に対し行わせるものとする。

8～14 （略）

15 譲受申請者の人事異動による名義又は所属機関の変更する場合及び組織の改編による管理場所の名称を変更する場合、輸入検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届（別記様式14）の提出は、管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

別表 2（第 3 関係）

輸入の目的

輸入禁止品のグループ名	輸 入 の 目 的
	(1) 遺伝資源の導入試験

A	(2) 検疫技術の開発 (3) 成分分析 (4) 品種特性試験 (5) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
B C	(1) 遺伝資源の導入試験 (2) 検疫技術の開発 (3) DNA解析 (4) 形態学的又は生理・生態学的基礎研究 (5) 殺虫・殺菌剤試験 (6) 遺伝子操作による形質転換に関する試験 (7) 天敵の導入試験 (8) 微生物の公開分譲 (9) ウリミバエの防除（侵入防止を含む。） (10) 有害植物の血清学的又は遺伝子学的検出 (11) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
D	(1) 理化学分析 (2) 微生物分離 (3) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの

A	(2) 検疫技術の開発 (3) 成分分析 (4) 品種特性試験 (5) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
B C	(1) 遺伝資源の導入試験 (2) 検疫技術の開発 (3) DNA解析 (4) 形態学的又は生理・生態学的基礎研究 (5) 殺虫・殺菌剤試験 (6) 遺伝子操作による形質転換に関する試験 (7) 天敵の導入試験 (8) 微生物の公開分譲 (9) ウリミバエの防除（侵入防止を含む。） (10) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの
D	(1) 理化学分析 (2) 微生物分離 (3) その他これらに準ずるものであって審査の結果支障がないもの

別表6（第7の1及び2関係）

管理場所の基準

輸入禁止品の グループ名	施 設 の 区 分	施 設 の 具 備 す べ き 条 件
A及びD	試験研究所等の建物内の屋 内施設の場合	(略)
	温室等の屋外施設の場合	(略)
	A1グループであって、遺 伝資源目的の輸入を対象と する場合の追加基準	(略)
	A1グループであって、輸	(略)

別表6（第7の1及び2関係）

管理場所の基準

輸入禁止品の グループ名	施 設 の 区 分	施 設 の 具 備 す べ き 条 件
A及びD	試験研究所等の建物内の屋 内施設の場合	(略)
	温室等の屋外施設の場合	(略)
	A1グループであって、遺 伝資源目的の輸入を対象と する場合の追加基準	(略)
	A1グループであって、輸	(略)

	入禁止対象植物で検疫有害動物の寄主となるものの追加基準	
A 3	許可された隔離ほ場	(略)
B	試験研究所等の建物内の屋内施設の場合	(1) 出入口は二重扉とすること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。) <u>ただし、線虫を管理する場合を除く。</u> (2) ～(5) (略)
	温室等の屋外施設の場合	(1)、(2) (略) (3) 出入口は二重扉又はこれと同等の効果を有する構造物であること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。) <u>ただし、線虫を管理する場合を除く。</u> (4) ～ (6) (略)
	B 1 グループを対象とする場合の追加基準	(略)
C	試験研究所等の建物内の屋内施設の場合	(略)
	温室等の屋外施設の場合	(略)
	C 1 グループを対象とする場合の追加基準	(略)

	入禁止対象植物で検疫有害動物の寄主となるものの追加基準	
A 3	許可された隔離ほ場	(略)
B	試験研究所等の建物内の屋内施設の場合	(1) 出入口は二重扉とすること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。) (2) ～ (5)
	温室等の屋外施設の場合	(1)、(2) (略) (3) 出入口は二重扉又はこれと同等の効果を有する構造物であること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。) (4) ～ (6) (略)
	B 1 グループを対象とする場合の追加基準	(略)
C	試験研究所等の建物内の屋内施設の場合	(略)
	温室等の屋外施設の場合	(略)
	C 1 グループを対象とする場合の追加基準	(略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指 定 微 生 物 株 保 存 機 関 名	保存菌株番号に付される記号	所 在 地
独立行政法人 農業生物資源研究所 <u>遺伝資源センター</u> (NIAS)	MA F F	茨城県つくば市観音台 2-1-2
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター(NARC)	MA F F	茨城県つくば市観音台 3-1-1
畜産草地研究所(NILGS)	MA F F	茨 城 県 つ く ば 市 池 の 台 2

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指 定 微 生 物 株 保 存 機 関 名	保存菌株番号に付される記号	所 在 地
独立行政法人 農業生物資源研究所 <u>ジーンバンク</u> (NIAS)	MA F F	茨城県つくば市観音台 2-1-2
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター(NARC)	MA F F	茨城県つくば市観音台 3-1-1
畜産草地研究所(NILGS)	MA F F	茨 城 県 つ く ば 市 池 の 台 2

畜産草地研究所那須研究拠点(NILGS)	MAFF	栃木県那須塩原市千本松768	畜産草地研究所那須研究拠点(NILGS)	MAFF	栃木県那須塩原市千本松768
果樹研究所 (NIFTS)	MAFF	茨城県つくば市藤本2-1	果樹研究所 (NIFTS)	MAFF	茨城県つくば市藤本2-1
野菜茶業研究所 (NIVTS)	MAFF	三重県津市安濃町草生360	野菜茶業研究所 (NIVTS)	MAFF	三重県津市安濃町大字草生360
食品総合研究所(NFRI)	MAFF	茨城県つくば市観音台2-1-12	食品総合研究所(NFRI)	MAFF	茨城県つくば市観音台2-1-12
独立行政法人 農業環境技術研究所農業環境イベントリーセンター(NIAES)	MAFF	茨城県つくば市観音台3-1-3	独立行政法人 農業環境技術研究所農業環境イベントリーセンター(NIAES)	MAFF	茨城県つくば市観音台3-1-3
独立行政法人 森林総合研究所企画部 (FFPRI) (削除)	<u>FFPRI</u>	茨城県つくば市松の里1	独立行政法人 森林総合研究所企画調整部 (FFPRI)	<u>MAFF</u>	茨城県つくば市松の里1
独立行政法人 産業技術総合研究所つくばセンター中央第6事業所特許生物寄託センター(IPOD)	FERM	茨城県つくば市東1-1-1	独立行政法人 産業技術総合研究所つくば中央第6事業所 (AIST)	<u>FERM</u>	茨城県つくば市東1-1-1
独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター (DOB)	NBRC	千葉県木更津市かげさ鎌足2-5-8	独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部 (DOB)	FERM	〃
独立行政法人 理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンター(QCM)	JCM	埼玉県和光市広沢2-1	独立行政法人 理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンター(QCM)	NBRC	千葉県木更津市かげさ鎌足2-5-8
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部 (NIHS)	<u>TSY</u>	東京都世田谷区上用賀1-18-1	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部 (NIHS)	JCM	埼玉県和光市広沢2-1
国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院応用生命科学専攻分子生命科学講座応用菌学分野(AHU)	AHU	北海道札幌市北区北9条西9丁目	国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院応用生命科学専攻分子生命科学講座応用菌学分野(AHU)	<u>NHL</u>	東京都世田谷区上用賀1-18-1
国立大学法人 群馬大学医学部薬剤耐性菌実験施設(IMRG)	IMRG	群馬県前橋市昭和町3-39-22	国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院応用生命科学専攻分子生命科学講座応用菌学分野(AHU)	AHU	北海道札幌市北区北9条西9丁目
国立大学法人 千葉大学真菌医学研究センター(MMRC)	IFM	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1	国立大学法人 群馬大学医学部薬剤耐性菌実験施設(IMRG)	IMRG	群馬県前橋市昭和町3-39-22
国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科(ATU)	ATU	東京都文京区弥生1-1-1	国立大学法人 千葉大学真菌医学研究センター(MMRC)	IFM	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
国立大学法人 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(IID)	IID	東京都港区白金台4-6-1	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科(ATU)	ATU	東京都文京区弥生1-1-1
東京農業大学応用生物科学部菌株保存室(NRIC)	NRIC	東京都世田谷区桜丘1-1-1	国立大学法人 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(IID)	IID	東京都港区白金台4-6-1
国立大学法人 岐阜大学大学院医学系研究科再生分子統御学講座病原体制御学分野 (GTC)	GTC	岐阜県岐阜市柳戸1-1	東京農業大学応用生物科学部菌株保存室(NRIC)	NRIC	東京都世田谷区桜丘1-1-1
独立行政法人 酒類総合研究所(NRIB)	RIB	広島県東広島市鏡山3-7-1	国立大学法人 岐阜大学大学院医学系研究科再生分子統御学講座病原体制御学分野 (GTC)	GTC	岐阜県岐阜市柳戸1-1
国立大学法人 大阪大学大学院工学研究科(OUT)	OUT	大阪府吹田市字山田丘2-1	独立行政法人 酒類総合研究所(NRIB)	RIB	広島県東広島市鏡山3-7-1
国立大学法人 大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(RIMD)	RIMD	大阪府吹田市字山田丘3-1	国立大学法人 大阪大学大学院工学研究科(OUT)	OUT	大阪府吹田市字山田丘2-1
国立大学法人 広島大学大学院先端物質科学研究科(HUT)	HUT	広島県東広島市鏡山1-3-1	国立大学法人 大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(RIMD)	RIMD	大阪府吹田市字山田丘3-1
			国立大学法人 広島大学大学院先端物質科学研究科(HUT)	HUT	広島県東広島市鏡山1-3-1

(注) 指定微生物株保存機関名の末尾の()は機関略号。